

令和3年10月  
消費者政策課

## 財産被害を防止するための注意喚起について

消費者庁消費者政策課では、消費者が財産被害にあわないよう、関係省庁等と連携し様々な注意喚起を行っています。今回は、これまで行ってきた注意喚起の一部について、皆様の情報確認ツールとしてご活用いただければと思い、本資料を作成しました。各詳細は、消費者庁HP等をご確認ください。

なお、注意喚起資料を作成した際には、可能な限り編集可能なデータ形式により「消費者行政フォーラム」に掲載しておりますので併せてご確認、ご活用をお願いいたします。

### 消費者基本計画工程表I（2）②商品やサービスに応じた取引の適正化 関連

#### 1. 暗号資産

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「暗号資産」の取引や暗号資産の交換と関連付けて投資を持ち掛けられたことをめぐるトラブル等についての相談が多数寄せられています。

暗号資産の取引等を行うかどうか慎重に判断するために、「令和2年度に寄せられた消費生活相談の典型事例」や「暗号資産を利用する際の注意点」等を紹介しますので、是非ご活用ください。

##### ○消費者庁HP

①暗号資産（仮想通貨）に関するトラブルにご注意ください！

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_001/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_001/)

②暗号資産に関するトラブルにご注意ください！（令和3年4月更新）（別紙1参照）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_001/assets/consumer\\_policy\\_cms102\\_20210407\\_02.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_001/assets/consumer_policy_cms102_20210407_02.pdf)

##### ○金融庁HP 「暗号資産関係」

[https://www.fsa.go.jp/policy/virtual\\_currency02/index.html](https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency02/index.html)

##### ○国民生活センター「暗号資産（仮想通貨）

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210603\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210603_1.html)

#### 2. 住宅の売却、資産の管理に関する契約について

住宅の売却、資産の管理に関する契約トラブルは、高齢者の今後の生活に著しい支障を及ぼすおそれがありますので、このような契約はくれぐれも慎重に行うよう、周知をお願いいたします。

#### ○消費者庁 HP

住宅の売却、資産の管理に絡む契約は慎重に！（令和3年9月15日公表）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_027/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_027/)

#### ○国民生活センター

高齢者の自宅の売却トラブルに注意ー自宅の売却契約はクーリング・オフできません！内容をよくわからないまま、安易に契約しないでくださいー（令和3年6月24日公表）

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210624\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210624_1.html)

### 3. 身元保証等高齢者サポートサービスの契約時のポイント

契約内容をよく理解せず、高額な契約をしてしまった、解約時の返金額に納得できない等、契約トラブルに関する相談が寄せられています。①日常生活支援サービス、②身元保証サービス、③死後事務サービス等のサポートサービスについてご契約時に確認するポイント等を作成しておりますので、ご活用ください。

#### ○消費者庁 HP

①住宅の売却、資産の管理に絡む契約は慎重に！（令和3年9月15日公表）【再掲】

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_027/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_027/)

②身元保証等高齢者サポートサービスの利用に関する留意事項について

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_018/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_018/)

③「身元保証」や「お亡くなりになられた後」を支援するサービスの契約をお考えのみなさまへ

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_018/pdf/caution\\_018\\_180905\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_018/pdf/caution_018_180905_0001.pdf)

#### ○国民生活センター

「身元保証などの高齢者サポートサービスをめぐる契約トラブルについて」

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20190530\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20190530_1.html)

### 4. 補聴器購入時の注意点

耳の聞こえが悪くなった原因是さまざまであり、補聴器が必要か否かも耳鼻科医の診察を受けなければわかりません。まずは耳鼻科医へ補聴器が必要か否かを確認し、補聴器が必要で購入する際は、専門的な設備があり、専門知識をもった販売員がいる店舗にて購入するよう、周知をお願いします。

#### ○消費者庁 HP

補聴器の使用を検討中の皆様、そして、ご家族等の周囲の皆様へ（別紙3参照）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_021/pdf/consumer\\_policy\\_cms104\\_200129\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_021/pdf/consumer_policy_cms104_200129_01.pdf)

○国民生活センター「補聴器でよく聞こえるようになる？」（令和3年2月25日公表）

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210225\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210225_1.html)

## 5. 美容医療・医療機関のウェブサイトによる情報提供

「レーザー脱毛」「豊胸」「脂肪吸引」「包茎手術」等の美容医療施術においては、医療機関の販売方法、広告に関するものや皮膚障害、熱傷等身体的な被害をうけたという相談等が消費生活相談センターへ寄せられております。

美容医療の施術を受ける前には、医療機関のインフォームドコンセントの適切な実施及び消費者自身の施術内容の理解が重要となります。

消費者が美容医療を受ける前に納得した施術説明をうけ、自ら選択できるようにチェックシートを作成しておりますので、引き続き周知をお願いします。

### ○消費者庁 HP

①美容医療を受ける前に確認したい事項と相談窓口について

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/information\\_002/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/information_002/)

②「美容医療の施術を受ける前にもう一度」（令和2年11月）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/information\\_002/pdf/consumer\\_policy\\_cms102\\_201127\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/information_002/pdf/consumer_policy_cms102_201127_01.pdf)

### ○厚生労働省 HP

医療法における病院等の広告規制について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/iryou/kokokukisei/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kokokukisei/)

### ○国民生活センター

①「自宅で完結?手軽に痩せられる?痩身をうたうオンライン美容医療にご注意!-糖尿病治療薬を痩身目的で消費者に自己注射させるケースがみられます-」（令和2年9月3日）

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200903\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200903_1.html)

②「包茎手術、薄毛治療など、男性の美容医療トラブルに注意!-受診はインターネット検索で公的機関の注意喚起を調べてから-」（令和元年11月21日）

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20191121\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20191121_1.html)

③「医療法改正!美容医療クリニックのウェブサイトにも広告規制が!-詳細説明のないビフォーアフター写真や、治療効果に関する体験談の掲載は禁止されます-」

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180524\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180524_1.html)

## 6. 携帯電話

携帯電話の料金プランに関して、サービス品質や乗り換え手続きに関し誤解されていると思われる情報を正しく理解していただくための情報提供を行っていますので、周知いただきますようお願ひいたします。

### ○消費者庁 HP

「ご存じですか？携帯のこと」（令和3年6月29日公表）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/information\\_003/assets/consumer\\_policy\\_cms201\\_210629\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/information_003/assets/consumer_policy_cms201_210629_01.pdf)

### ○総務省

「携帯電話ポータルサイト」

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/keitai\\_portal/](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/keitai_portal/)

## 7. サブリース対策（賃貸住宅管理業法）

賃貸住宅の管理はこれまでオーナー自ら管理を行うことが中心でしたが、近年管理を管理業者へ委託する人が増える傾向にあります。さらに、賃貸経営を管理業者へ一任できるサブリース方式も増加しています。しかしながら、管理業者の介在が増加する中でオーナーあるいは入居者とのトラブルも増加しており、特にサブリース方式では、家賃保証等の契約条件の誤認を原因とするトラブルが多発しています。

そのため、令和2年6月、「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」が公布され、サブリース業者と所有者との間の賃貸借契約の適正化に係る措置及び賃貸住宅管理業に係る登録制度の創設が施行されました。

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律に関する資料を添付いたしますので、今後のサブリースによるトラブルを防止するためのご参考ください。

### ○消費者庁 HP

・サブリース契約に関するトラブルにご注意ください！

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_011/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_011/)

### ○国民生活センター

①20歳代に増える投資用マンションの強引な勧誘に注意！—マンションへの投資には、リスクがあり、必ず儲かるわけではありません—

[http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20190328\\_1.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20190328_1.pdf)

②「暮らしの法律Q&A 第95回サブリース業者が倒産したら、入居者はどうなる？」

[http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202004\\_13.pdf](http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202004_13.pdf)

### ○国土交通省 HP

「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案」を閣議決定～サブリース業者による勧誘・契約締結行為の適正化と賃貸住宅管理業の登録制度の創設～

[https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16\\_hh\\_000200.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16_hh_000200.html)

## 消費者基本計画工程表 I (3)

### ぜい弱性等を抱える消費者を支援する関係府省庁等の連携施策の推進 関連

#### 1. 成年後見制度による高齢者・障害者の保護

判断能力が不十分な方は、財産や日常の金銭の管理を自分自身で行うことが難しい場合があります。そのため、悪質商法等の被害にあうおそれもあります。成年後見制度の利用促進を図り、財産上の不当取引による被害を未然に防止するため、さらなる周知・利用促進をお願いします。

○厚生労働省 「成年後見制度利用促進のご案内」

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

○法務省民事局 「成年後見制度 成年後見登記制度」

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>

#### 2. 多重債務対策

多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まる恐れをできる限り防止すべく、相談窓口を広く周知いただきますようお願いいたします。

SNS 等で勧誘し、お金の貸し借りを行う「個人間融資」は個人が行う場合であっても、貸金業法の規定に抵触する場合があります。「給与ファクタリング」などと称して、個人の賃金債権を買い取って金銭を交付し、個人を通じて資金を回収する業務は、貸金業に該当します。貸金業登録を受けずにこうした業務を営むヤミ金融業者による違法な高金利貸付や個人情報の悪用等、犯罪被害やトラブルに巻き込まれる可能性もありますので、併せて、周知いただきますようお願いします。

また、最近では「後払い現金化」と称する手口が見られています。「後払い現金化」とは、形式的には後払いによる商品売買であるが、商品代金の支払に先立ち、商品の購入者が金銭を受け取り、後日、給料日等に商品代金を支払うことを指し、商品代金と先に受け取った金銭との差額が高額となる傾向があります。

ヤミ金融業者を絶対に利用しないよう、周知をお願いします。

### ○消費者庁 HP

①「今すぐ現金」「手軽に現金」にご注意（令和3年6月16日公表）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_041/assets/consumer\\_policy\\_cms102\\_20210616\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_041/assets/consumer_policy_cms102_20210616_01.pdf)

②「違法な貸付（ファクタリング等）や悪質な金融業者にご注意ください！」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_026/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_026/)

### ○金融庁 HP

①「多重債務についての相談窓口」

<https://www.fsa.go.jp/soudan/>

②「ファクタリングに関する注意喚起」

<https://www.fsa.go.jp/user/factoring.html>

### ○国民生活センター

「給与のファクタリング取引と称するヤミ金に注意！－高額な手数料や強引な取り立ての相談が寄せられています－

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200612\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200612_1.html)

## 3. ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業の利用を巡る消費者トラブル

ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、それぞれ異なる事情を抱えています。孤立の中で日々葛藤している思いに漬け込み、悪質業者の被害にあうことがあります。

また、ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者との契約時、こうした民間事業者の利用時等において、対応が説明と異なる、途中で解約できないなど、契約や解約に際しトラブルが発生しています。

ひきこもり地域支援センター等の窓口を広く周知いただくとともに、ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者との間でのトラブルを防止する観点からの周知をお願いいたします。

### ○消費者庁 HP

「ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業の利用をめぐる消費者トラブルにご注意ください」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_009/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_009/)

### ○厚生労働省 HP 「ひきこもり支援推進事業」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/hibikikomori/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hibikikomori/index.html)

### ○国民生活センター

「消費者問題アラカルト ひきこもりの理解と支援－共に生きる社会づくりに向けて－」

[http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202009\\_04.pdf](http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202009_04.pdf)

## 消費者基本計画工程表Ⅲ（1）

### 新型コロナウイルス感染症の拡大等の緊急時における対応の強化 関連

#### 1. 新型コロナウイルス感染症対策

消費者庁では、コロナに便乗した不審な勧誘や悪質商法等の不正確な情報に惑わされることがないよう公式LINEアカウントより情報配信を行っています。また、新型コロナ関連消費者向け情報として、新しい生活様式を踏まえた留意点も生活シーン別に紹介しております。消費者庁HPの情報をご活用いただくとともに、消費者庁公式LINEアカウントからも情報配信を行っておりますので、LINEのお友達登録等広く周知をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために必要とかたり、金銭や個人情報をだましとろうとするメールや電話に関する相談が消費生活センターへ寄せられています。

御承知のとおり、市区町村等が、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話・メールで求める事はありませんので、引き続き、広く周知いただきますようお願いいたします。

##### ○消費者庁HP

- ・新型コロナ関連消費者向け情報

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/notice/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/notice/)

- ・消費者庁公式LINEアカウント



- ・「新型コロナワクチン詐欺に関する注意喚起 行政機関等をかたった“なりすまし”にご注意」（令和3年4月30日公表）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/assets/consumer\\_policy\\_cms102\\_20210430\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/assets/consumer_policy_cms102_20210430_01.pdf)

#### 2. 災害関連情報

災害時には、災害に便乗した悪質商法や消費者トラブルが発生する傾向にあります。消費者庁では、災害関連情報として注意喚起資料を公表したり、Twitter等より注意喚起情報を配信したりしています。被災者の方がさらなる被害にあわないよう、災害時には特に消費者庁HP掲載資料をご活用いただきますようお願いいたします

##### ○消費者庁HP「災害関連情報」

<https://www.caa.go.jp/disaster/>

「保険を使って無料で修理します」と勧誘を受けた時にトラブルに遭わないためのポイント（令和3年3月10日更新）

[https://www.caa.go.jp/disaster/assets/consumer\\_policy\\_cms102\\_20210310\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/disaster/assets/consumer_policy_cms102_20210310_01.pdf)